

A 本調査結果の利用に当たって

1. この報告書は、平成18年産の花木等の生産状況に関する調査を有限会社みらいクリエイトに委託し、取りまとめたものである。

我が国の花きの生産状況に関する統計は、農林水産省統計部による「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」及び本調査の相互補完により構成されるが、本調査は花木類、芝、地被植物類の作付面積、出荷数量、生産額及び栽培農家数等についての調査を行った。

本調査の結果はB、C、Dに掲載しているが、本調査及び「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」の調査結果の概要をEに掲載した。

なお、平成14年産まで本調査の調査対象としていた鉢もの類は、「花き生産出荷統計」、「生産農業所得統計」より主要品目別及び合計の作付面積、出荷数量、栽培農家数、生産額が把握できるようになったため、平成15年産から本調査の対象としていないが、鉢もの類の生産状況の推移を参考としてFに掲載した。

2. 今回取りまとめを行った平成18年実績については、原則として、平成18年1月1日～平成18年12月31日における実績を集計したものである。

3. この調査における花木類、芝、地被植物類とは次のとおりである。

(1) 花木類とは、観賞用樹木（タケを含む。）をいう。また「苗木」とは、挿木、取木、実生等による繁殖時点よりおおむね2年未満のもので、造園用、盆栽用等に販売するために養成されているものをいい、「成木」とは、おおむね2年以上のもの（切り枝用の成木を除く。）をいう。

調査対象とする花木類は、販売用にはほ場で栽培されているものであり、宅地内等に植栽されたもの及び流通業者の在庫は含まない。

(2) 芝とは、造園用、土木用またはゴルフ場用等に販売するためにほ場で養成されているものをいい、最終需要地（ゴルフ場等）に植栽されている芝は調査対象としていない。

(3) 地被植物類とは、成長とともに平面的な広がりをもって地面や壁面をカバーしていく植物で、この調査では、芝を除いたものをいう。

調査対象とする地被植物類は、造園用、土木用等に販売するため、ほ場において養成されたものとし、最終需要地（公園等）に植栽されているもの、花壇苗及び鉢ものとして生産されるものは含まない。

4. その他の留意事項

(1) 作付面積は、花木類については、平成18年12月末日に養成ほ場または成木ほ場に植栽されていた面積を、芝については、平成18年1月から12月の間にほ場で栽培された延べ面積を、地被植物類については、平成18年12月末日に栽培されていた面積を調査対象とした。

(2) 出荷数量は、平成18年1月から12月の間に出荷された数量をいう。生産額は、同期間中に生産された金額（産地渡し価格に生産数量を乗じたもの）をいう。出荷額は、同期間中に出荷された金額をいう。

(3) 花きの栽培農家数は、販売を目的として花きを栽培している農家をいう。

(4) 年次別生産状況の表においては四捨五入により、計と内訳が不都合な場合がある。